

【公報種別】特許法第 17 条の 2 の規定による補正の掲載
 【部門区分】第 1 部門第 1 区分
 【発行日】令和 5 年 1 月 6 日(2023.1.6)

【国際公開番号】WO2020/141176
 【公表番号】特表 2022-515983(P2022-515983A)
 【公表日】令和 4 年 2 月 24 日(2022.2.24)
 【年通号数】公開公報(特許)2022-033
 【出願番号】特願 2021-531581(P2021-531581)
 【国際特許分類】
A 2 4 B 15/167(2020.01)
 【F I】
 A 2 4 B 15/167

10

【手続補正書】
 【提出日】令和 4 年 12 月 23 日(2022.12.23)
 【手続補正 1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【特許請求の範囲】
 【請求項 1】

20

エアロゾル発生システムで使用するための液体ニコチン製剤であって、前記液体ニコチン製剤が水および一つ以上の水混和性溶媒を含み、前記液体ニコチン製剤が約 30 重量パーセント以上の水含有量および約 10 重量パーセント以上の水混和性溶媒含有量を有し、前記液体ニコチン製剤の前記水含有量の重量パーセントと前記水混和性溶媒含有量の重量パーセントの比が約 1 以上であり、前記液体ニコチン製剤が約 6 重量パーセント以上のグリセリン含有量を有し、前記液体ニコチン製剤が、

30

約 45 重量パーセント以上の水含有量、および

約 70 重量パーセント以上の水と水混和性溶媒との組み合わせ含有量のうちの少なくとも一つを有する、液体ニコチン製剤。

【請求項 2】

前記液体ニコチン製剤の前記水含有量の重量パーセントと前記水混和性溶媒含有量の重量パーセントの比が約 8 以下である、請求項 1 に記載の液体ニコチン製剤。

【請求項 3】

前記液体ニコチン製剤の前記水含有量の重量パーセントと前記水混和性溶媒含有量の重量パーセントの比が約 1.5 以上である、請求項 1 または 2 に記載の液体ニコチン製剤。

【請求項 4】

約 40 重量パーセント以下の水混和性溶媒含有量を有する、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の液体ニコチン製剤。

40

【請求項 5】

少なくとも約 75 重量パーセントの水と水混和性溶媒との組み合わせ含有量を有する、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の液体ニコチン製剤。

【請求項 6】

前記一つ以上の水混和性溶媒が一つ以上の水混和性多価アルコールである、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の液体ニコチン製剤。

【請求項 7】

20 で約 100 mg/ml 以下の水溶性を有する一つ以上の水不混和性溶媒を含み、前記液体ニコチン製剤が約 2 重量パーセント以上の水不混和性溶媒含有量を有する、請求

50

項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の液体ニコチン製剤。

【請求項 8】

前記一つ以上の水不混和性溶媒が、20 で約 20 mg/ml ~ 約 100 mg/ml の水溶性を有する一つ以上の部分的な水溶性溶媒と、20 で約 5 mg/ml 以下の水溶性を有する一つ以上の水不溶性溶媒と、を含む、請求項 7 に記載の液体ニコチン製剤。

【請求項 9】

一つ以上の水溶性有機酸を含み、前記液体ニコチン製剤が少なくとも約 2 重量パーセントの水溶性有機酸含有量を有する、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の液体ニコチン製剤。

【請求項 10】

エアロゾル発生システムで使用するためのカートリッジであって、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の液体ニコチン製剤を収容する、カートリッジ。

【請求項 11】

前記液体ニコチン製剤からエアロゾルを発生させるように構成されたアトマイザーを備える、請求項 10 に記載のカートリッジ。

【請求項 12】

請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の液体ニコチン製剤と、

前記液体ニコチン製剤からエアロゾルを発生させるように構成されたアトマイザーと、を備える、エアロゾル発生システム。

【請求項 13】

前記アトマイザーが非熱式アトマイザーである、請求項 11 に記載のカートリッジまたは請求項 12 に記載のエアロゾル発生システム。

【請求項 14】

前記アトマイザーが、ヒーターと、液体ニコチン製剤を前記ヒーターに搬送するように構成された液体搬送要素と、を含む熱式アトマイザーである、請求項 11 に記載のカートリッジまたは請求項 12 に記載のエアロゾル発生システム。

10

20

30

40

50